

## 18 「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査(2002年)」要約版

分担研究者	和田 清	国立精神・神経センター精神保健研究所薬物依存研究部長
研究協力者	畢 穎	同上(流動研究員)、 鈴木紀美子(研究助手)
	尾崎米厚	鳥取大学医学部 衛生学教室 助教授
	勝野眞吾	兵庫教育大学 学校教育学部 教授

わが国の中学生における薬物乱用の広がりを把握し、特に有機溶剤乱用に関する危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用に対する意識・実態調査を実施した。調査期間は、2002年10月中（一部11～12月中）であり、層別1段集落抽出法により選ばれた全国210校の全生徒を対象に、自記式調査を実施した。その結果、149校（対象校の71.0%）より、62,900人（対象校210校の全生徒の57.7%）の回答を得た。有効回答数は62,813人（対象校210校の全生徒の57.6%）であった。

ただし、回答が得られなかつた県が3県あり、都道府県毎の回答率には、未だにばらつきがあることをふまえた上で、本調査の結果を利用する必要がある。

このような限界はあるが、以下のような結論を得た。

① 男子では1.4%（1年生1.3%、2年生1.4%、3年生1.5%）、女子では1.0%（1年生1.0%、2年生1.1%、3年生1.0%）、全体では1.2%（1年生1.2%、2年生1.3%、3年生1.3%）の者が、これまでに有機溶剤乱用を経験したことがあると回答した。この結果は、男女合わせた全体では、1996年に実施した第1回全国調査の結果よりは0.1%高い値であるが、1998年及び2000年調査よりは0.1%低い値であった。性別では、男子では1998年以降減少しているのに対して、女子では1996年以来増加傾向にあり、女子での今後が危惧される結果であった。

② 有機溶剤乱用の目撃率に関しては男性、女性、全体の全てにおいて、1996年以降、着実に低下しており（全体で11.8%から7.4%）、「身近に経験者がいる」と答えた者の率も、1998年のピークから着実に減少していた（全体で5.4%から3.7%）。また、有機溶剤乱用に「誘われた」ことのある者の率は男子では1996年以降の最低を示したが、女子では1996年以降ほとんど横這いであり、女子における「誘い」が危惧される結果であった。

③ 以上を総合すると、男女合わせた全体では、有機溶剤乱用の勢いは、弱くなってきていると考えられる。しかし、女子における乱用の拡大傾向が危惧される結果であった。

④ 有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。

⑤ その背景には、家庭生活のあり方が大きく影響していると考えられる。経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向がうかがわれた。

⑥ 結局、有機溶剤経験者群は、総体的に見れば、家庭にも、学校にもなじめず、友人関係も希薄な中学生たちが多く、「居場所のない子供たち」と推定することができよう。

⑦ また、中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。

⑧ これまでの一連の本調査では、往々にして、害知識は有機溶剤乱用経験者群の方が高いという傾向が認められていた。しかし、今回の調査では、急性中毒死、歯の腐食、多発神経炎に関する男子、精神病に関する男女では非経験者群の方で「知っている」を選んだ者が多く、それ以外の害知識でも、経験者群VS非経験者群で有意差が認められない項目が出てきた。これは、「害を知らない者が乱用しやすい」という仮説があるとすれば、「本来あるべき姿」であり、ここ数年の薬物乱用防止教育推進による成果の可能性がある。

しかし、「害を知らない者が乱用しやすい」とばかりは言えない面があるのが薬物乱用の世界であり、同時に、ほとんどの害知識の周知率が増加傾向にあるにも関わらず、急性中毒死の周知率は下降気味であり、そもそも精神病に関する周知率以外は、決して高い周知率とは言えない現状が明

らかになった。薬物乱用防止教育の一層の推進が望まれる結果であった。

⑨ 大麻の生涯経験率は、男子で 0.6%、女子で 0.4%、全体で 0.5%であり、覚せい剤の生涯経験率は、男子で 0.5%、女子で 0.4%、全体で 0.4%であった。これは大麻に関しては男女を問わない全体では 2000 年に比べて 0.1%の上昇であり、覚せい剤に関しては、2000 年と同じ結果であることを意味する。性別では、男子では大麻でも覚せい剤でも生涯経験率は 2000 年と変化がなかったが、女子では両薬物に関して共に増加していた。有機溶剤の場合と同様に、女子における大麻・覚せい剤乱用の今後が危惧される結果であった。ただし、結果の数字自体が、無回答の者の割合よりも低く、積極的に論じることはできない限界はある。

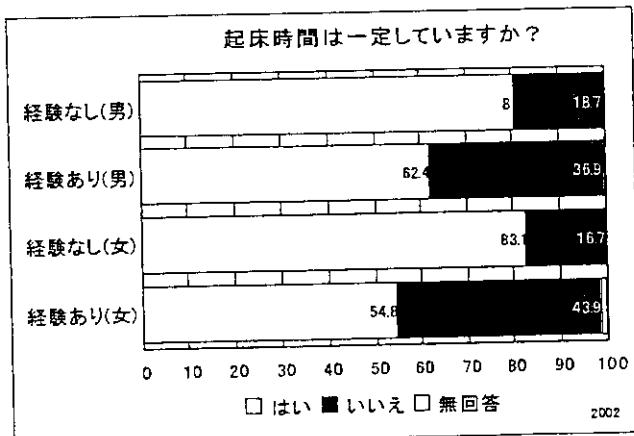
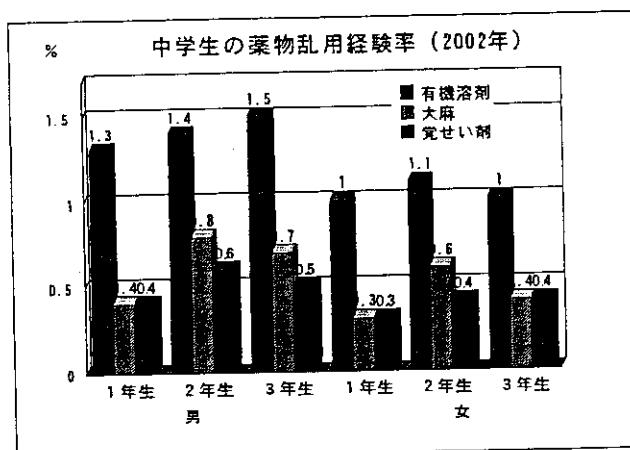
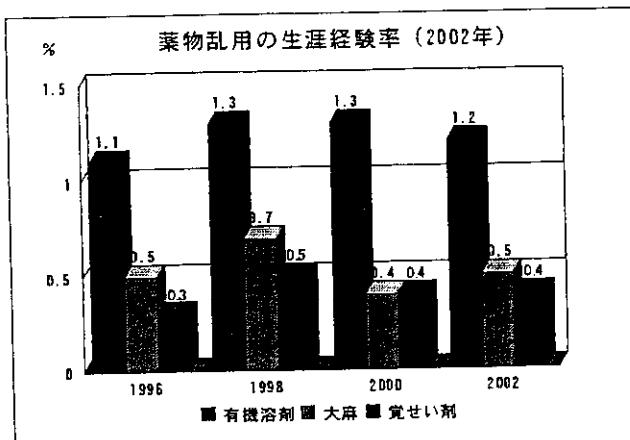
⑩ 大麻及び覚せい剤乱用による医学的害知識の周知度は、増加傾向にあり歓迎されるが、そもそもの周知度自体が高いとは言えず、薬物乱用防止教育の一層の推進が望まれる結果であった。

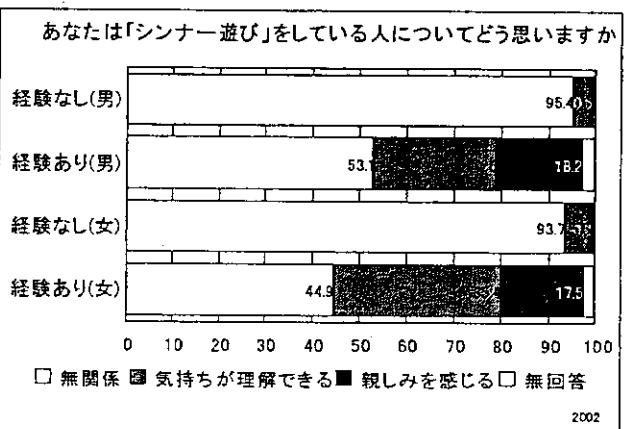
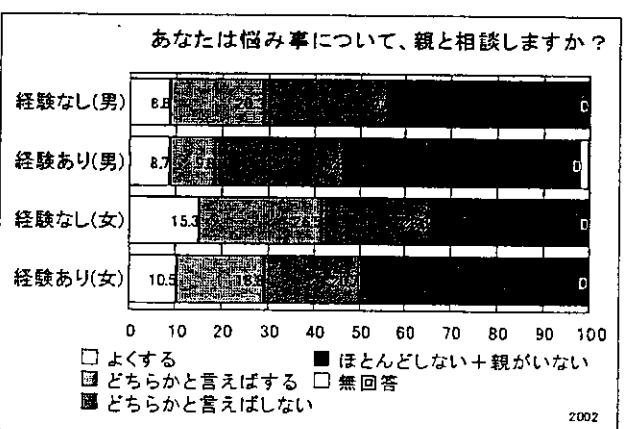
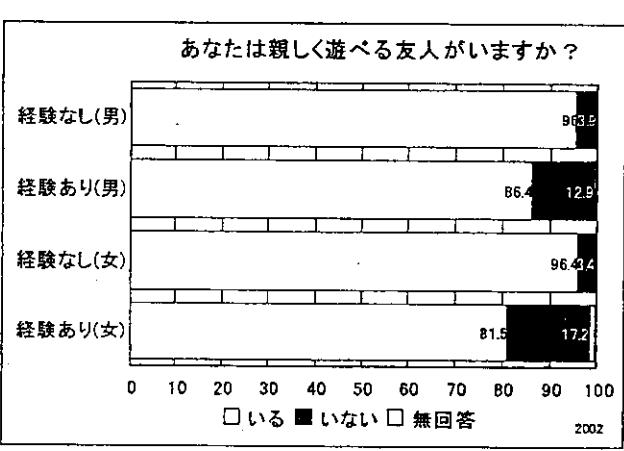
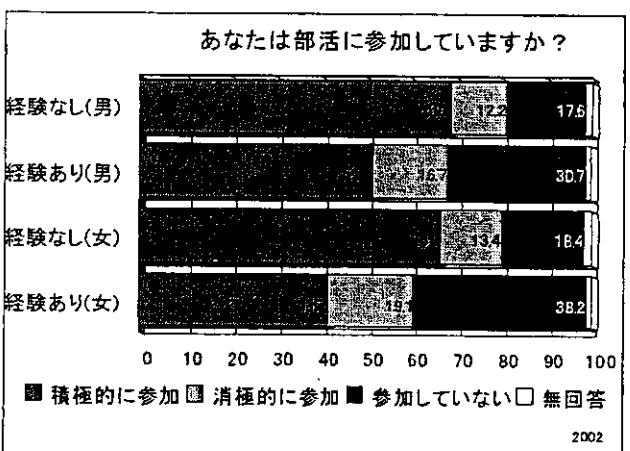
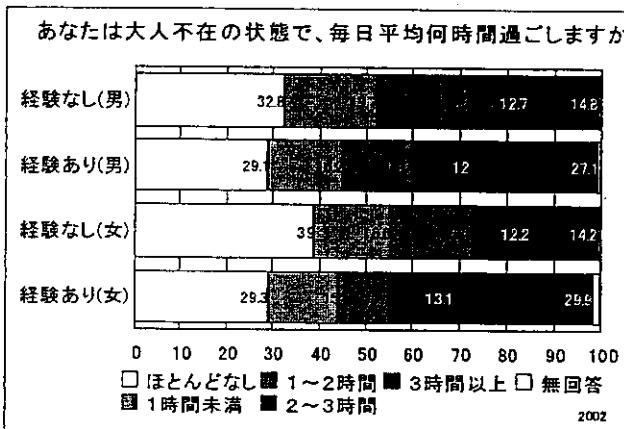
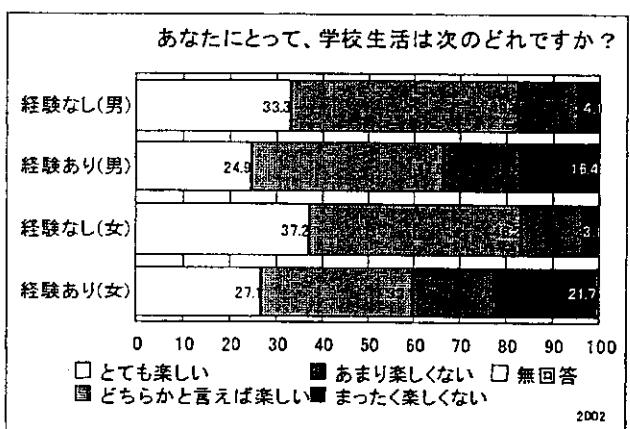
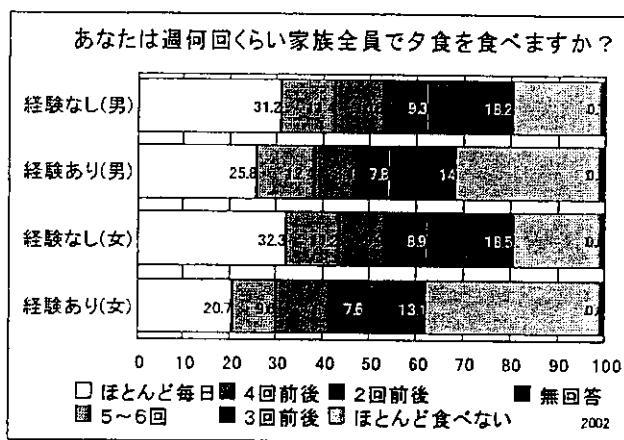
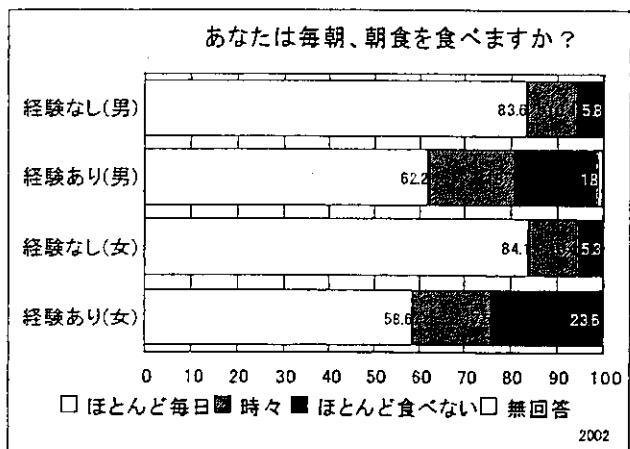
⑪ 違法性薬物の入手可能性については、有機溶剤は日常生活上の必需品であり、その入手可能性への認識は高かった。大麻、覚せい剤の入手可能性は 1998 年以降、着実に増加していた。これらは、第 3 次覚せい剤乱用期を象徴するような結果

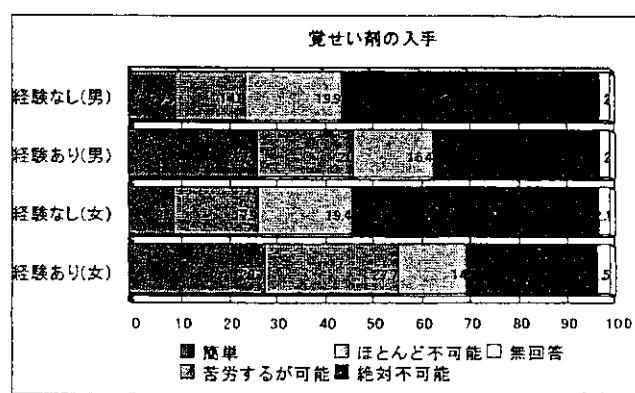
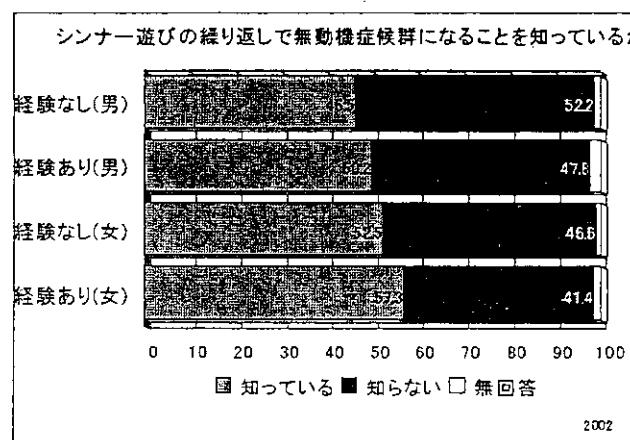
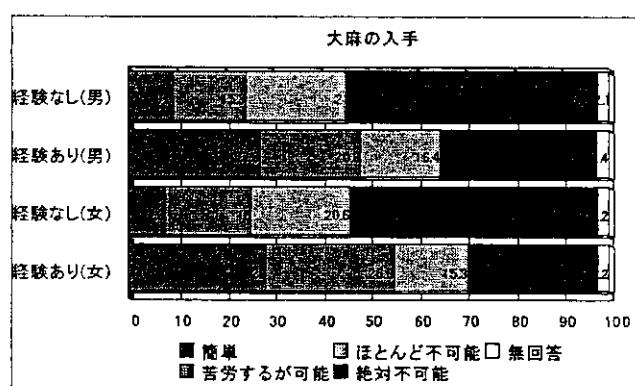
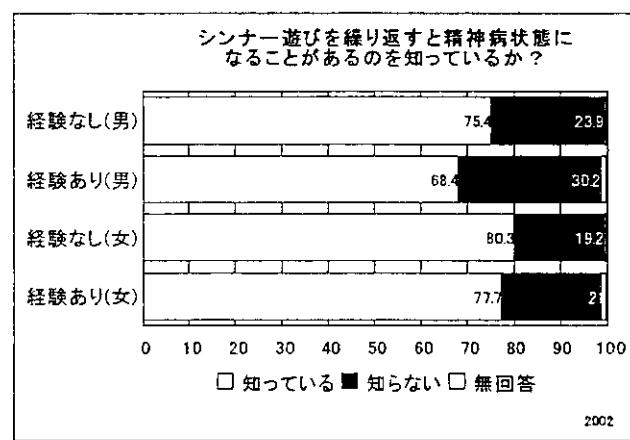
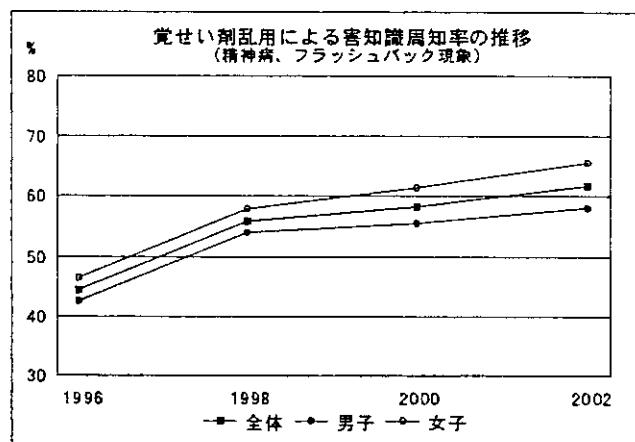
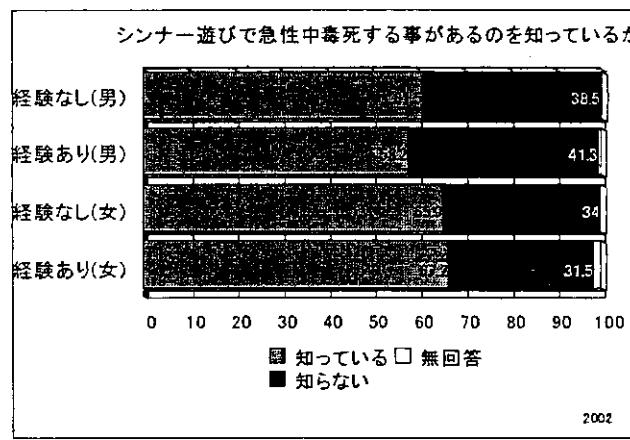
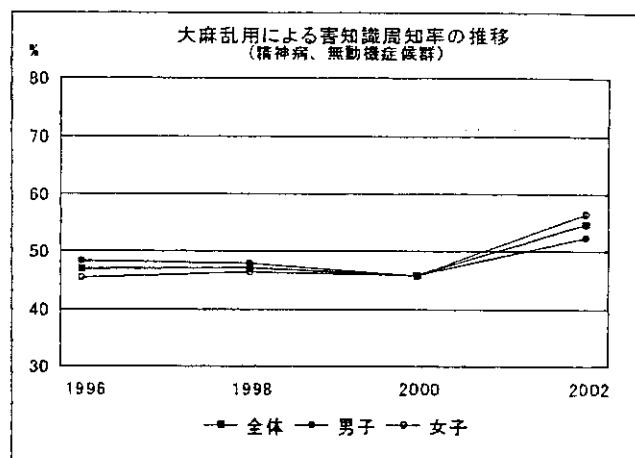
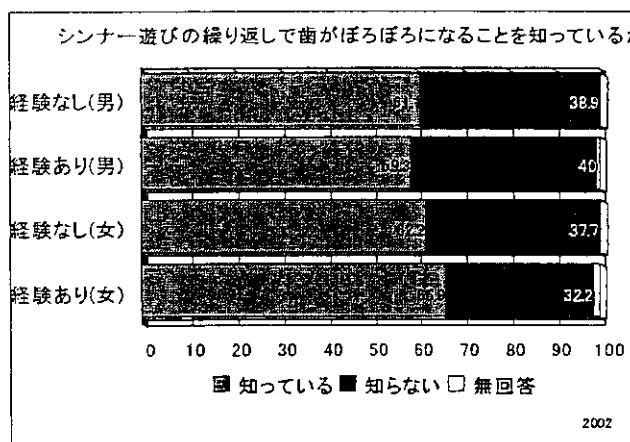
(入手可能性の高さ) であった。しかも、ここでも女子における大麻・覚せい剤の入手可能性の増加が特徴的であり、今後が危惧される結果であった。また、有機溶剤乱用非経験者群では「絶対不可能」を選択した者が大麻でも覚せい剤でも 50% を超えていたが、有機溶剤乱用経験者群では、大麻でも覚せい剤でも男子で 47 ~ 48%、女子で 56% の者が入手可能を選択していた。わが国の中学生にとって、有機溶剤を乱用すると言うことは、大麻、覚せい剤が身近なものになるという特徴を示唆していた。

⑫ 薬物の乱用経験率には、法の遵守性が大きく影響すると考えられる。喫煙については非喫煙群全体の 10.2% の者が「少々ならかまわない」を選んでいるのに対して、「シンナー遊び」に関しては、それを選んだ者は「シンナー遊び」非経験者群全体の 3% に過ぎず、大麻では「シンナー遊び」非経験者全体の 2% であったことは、同じ依存性薬物と言えども、有機溶剤及び大麻乱用への心理的垣根は喫煙よりははるかに高いことを物語っている。

⑬ また、有機溶剤乱用の経験と、大麻・覚せい剤乱用の経験とには、強い結びつきが認められ、同時に、喫煙経験と有機溶剤乱用経験との間にも強い結びつきが認められた。このことは、わが国の中学生では、喫煙→有機溶剤乱用→大麻・覚せい剤乱用という流れがあることを強く示唆する結果であった。







## 19 薬物乱用防止五カ年戦略

### 薬物乱用防止新五カ年戦略のポイント

薬物乱用対策推進本部

#### 1. 人に対する対応(需要面)

- 青少年による薬物乱用の根絶を目指し、中・高校生に対する啓発を引き続き推進、児童生徒以外の青少年に対する啓発活動を充実強化。
- 末端乱用者に対する取締りの徹底。
- 薬物依存・中毒者の治療の充実、社会復帰、家族を支援する視点の重視。

#### 2. 密売組織等に対する対応(供給面)

- 暴力団、外国人等の薬物密売組織壊滅に向けた取締り徹底。
- 携帯電話やインターネットを使用した密売方法の巧妙化・潜在化に適切に対処。
- 錠剤型合成麻薬など多様化する乱用薬物に適切に対処。

#### 3. 水際情勢に対する一層厳正な対応

- 中国・北朝鮮ルート等海路による薬物の密輸入に対し厳正に対処。

#### 4. 指標の設定

- 個々の目標に関する状況を表す指標をできる限り設定し、毎年度これらの指標の動向を分析。

# 薬物乱用の防止について

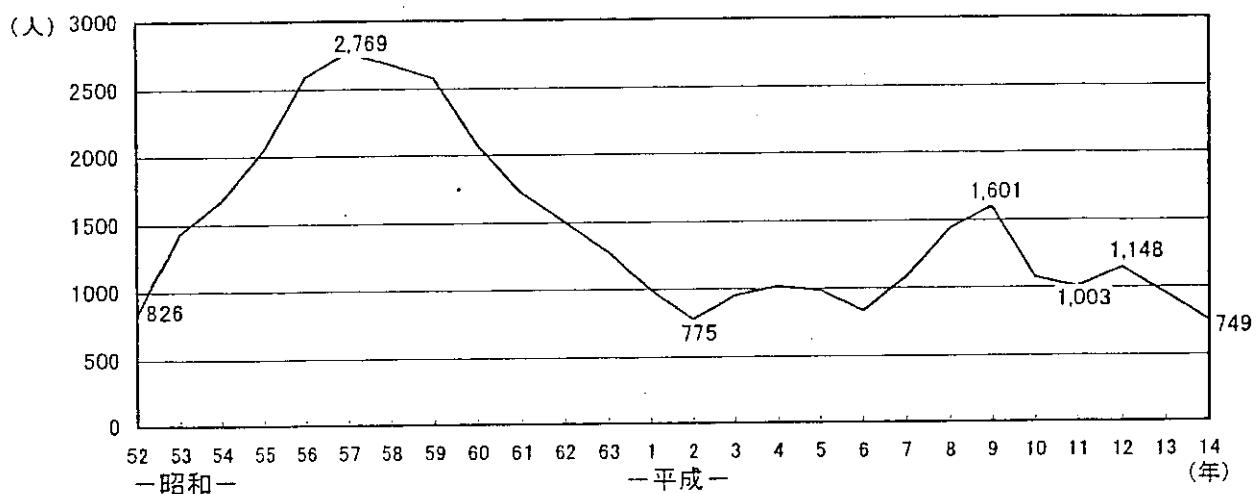
薬物乱用対策推進本部

第三次覚せい剤乱用期の終息に向けて、平成10年に「薬物乱用防止5か年戦略」を策定。

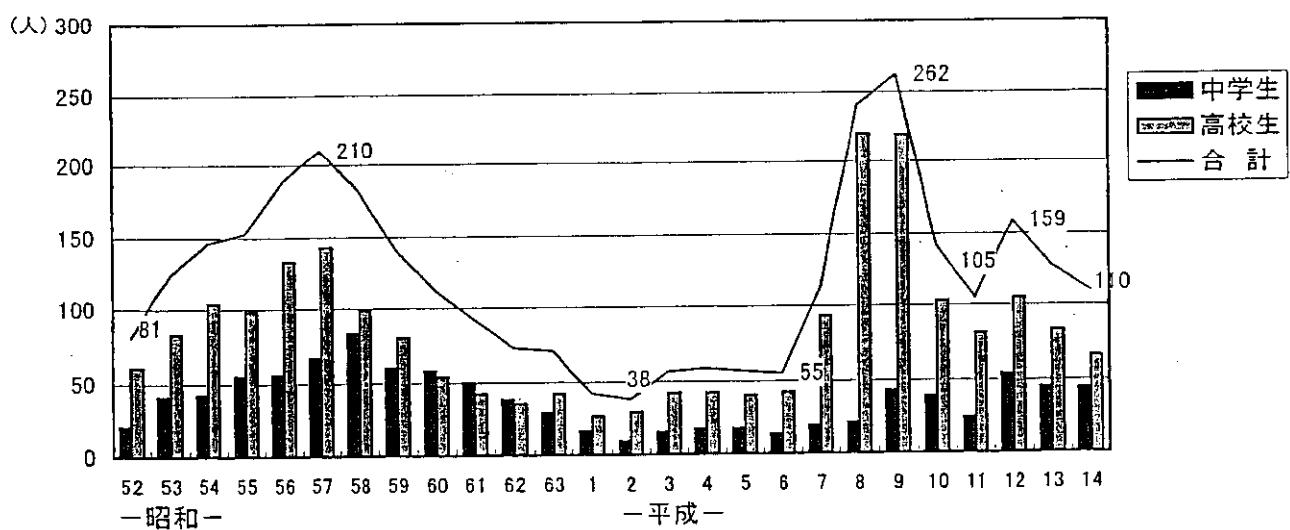
平成9年の覚せい剤検挙者数は2万人の大台に肉薄し、青少年の規範意識の低下を背景として中・高校生の覚せい剤事犯が急増。

戦略に基づく施策の結果、児童生徒の薬物乱用に一定の歯止めがかかっている。

## ○覚せい剤事犯における未成年者の検挙者数の推移

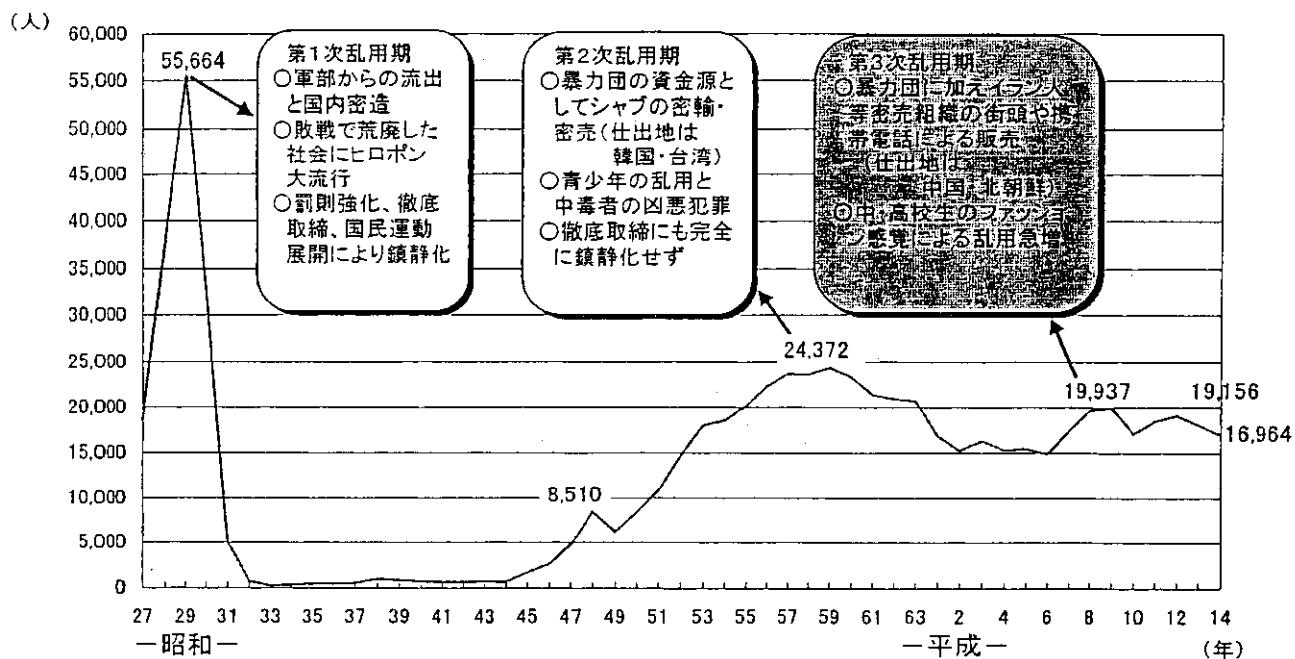


## ○覚せい剤事犯における中学・高校生の検挙者数の推移



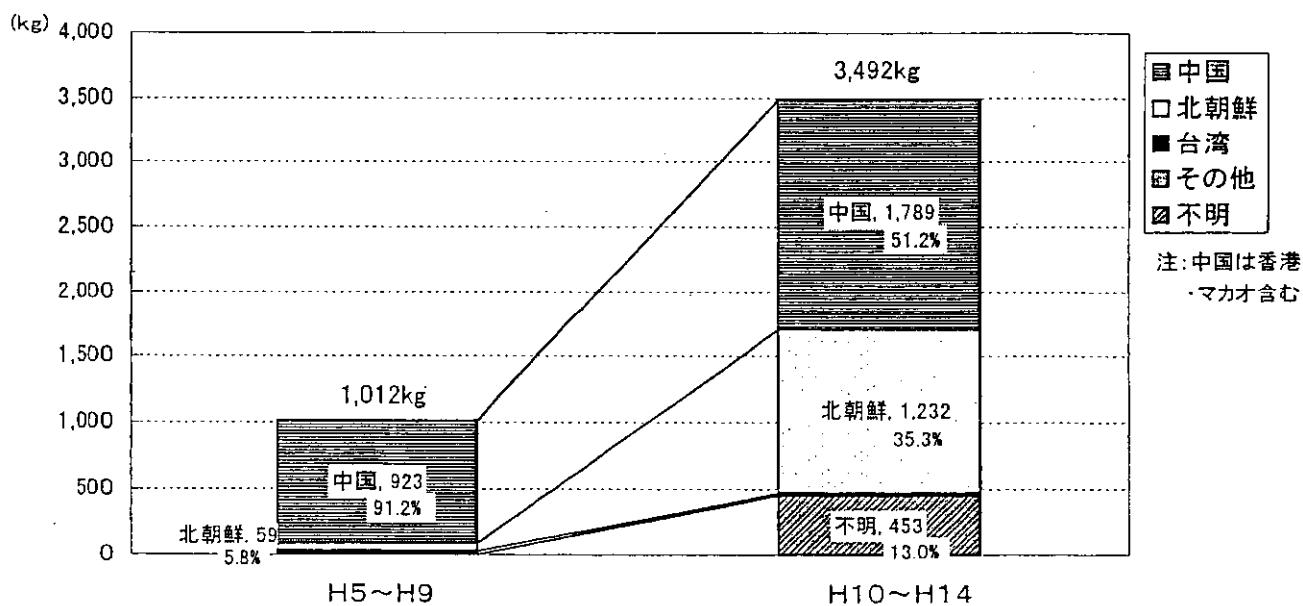
しかし、覚せい剤事犯検挙者数が引き続き高い水準にあるなど、第3次覚せい剤乱用期は依然として継続していると認識。

○覚せい剤事犯検挙者の年次推移(昭和27年～平成14年)



また、近年の情勢の変化として、水際における薬物の大量押収、通信手段の発達等により摘発が困難化。

○覚せい剤密輸入事犯の仕出地別摘発実績(比較)



このため、新たならか年戦略を策定。